

第 25 回南種子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 8 月 25 日（月）午前 9 時 30 分から 9 時 49 分
2. 開催場所 研修センター 2 階大会議室

3. 出席委員

会長	1 2 番	石堂 かよ子			
会長職務代理者	1 1 番	牛野 進一郎			
農業委員	1 番	久保田 力雄	2 番	砂坂 浩一郎	
	3 番	高田 真盛	5 番	小山 幸良	
	6 番	中之藺 堅二郎	7 番	寺内 秀昭	
	8 番	福 富久	9 番	原 雅喜	

農地利用最適化推進委員（順不同）

イ.	上妻 亜紀	ロ.	小脇 尚武
ハ.	野里 一則	二.	崎田 善昭

4. 欠席委員

農業委員	4 番	黒木 りか
------	-----	-------

農地利用最適化推進委員（順不同）

ホ.	浦口 啓一郎	ヘ.	片板 大作
ト.	雨田 俊哉	チ.	原田 晃生

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案協議

議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 17 号農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	才川 いずみ
農地振興係長	中峯 智恵美
農地集積支援員	牛野 学

7. 会議の概要

- 議長 長 ただ今から、第 25 回 農業委員会定例総会を開会いたします。
- 議長 長 日程第 1、議事録署名委員の指名ですが、私の方より指名してよろしいでしょうか。
(「はい。」の声あり。)
- 議長 長 異議がないようですので、私の方より指名します。議席番号 6 番 中之
蘭堅二郎委員、9 番 原雅喜委員を指名します。
- 議長 長 日程第 2、(議案協議) 議案第 1 号 農地中間管理事業の推進に関する法
律第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定による令和 7 年度第 17 号農用地利用集
積等促進計画(案)に対する意見決定について、を議題にします。
- 議長 長 それでは、事務局より議案第 1 号の説明をお願いします。事務局。
事務局 資料の 2 ページをお開きください。
議案第 1 号は、農用地利用集積等促進計画(案)の承認についてです。
農用地利用集積等促進計画、農地中間管理権 4 件を定めたいので、承認を
求めるものです。
資料の 3 ページをご覧ください。
農地中間管理事業による利用権の設定、総括表になります。
存続期間は令和 7 年 11 月 1 日から令和 12 年 10 月 31 日までの 5 年間で、
4 件で、利用権を設定する者、設定を受ける者はいずれも 3 名です。
資料は 4 ページ、内訳書です。
整理番号 1 番、南種子町〇〇××番地、A・83 歳から公益財団法人鹿児島
県地域振興公社を通じ、B・34 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽
▽××番ほか 2 筆、地目はすべて田、面積は 3 筆合計●●㎡で水稻を耕作
します。賃借料は 10 アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5
年の再設定です。図面は 6 ページに添付しております。
整理番号 2 番、同じく A・83 歳から公益財団法人鹿児島県地域振興公社
を通じ、C・69 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽▽××番ほか 1 筆、
地目はすべて田、面積は 2 筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は 10
アール当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図
面は 7 ページ、8 ページに添付しております。
整理番号 3 番、南種子町〇〇××番地、D・55 歳から公益財団法人鹿児
島県地域振興公社を通じ、E・63 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽
▽××番、地目は畑、面積は●●㎡で大根を耕作します。賃借料は 10 アー
ル当り〇〇円の年額〇〇円で口座振込、期間は 5 年の再設定です。図面は
9 ページに添付しております。
5 ページをご覧ください。
整理番号 4 番、南種子町〇〇××番地、F・91 歳から公益財団法人鹿児
島県地域振興公社を通じ、C・69 歳が耕作者です。土地の所在は〇〇字▽

▽××番ほか4筆、地目はすべて田、面積は5筆合計●●㎡で水稻を耕作します。賃借料は粃○○kgの現物渡し、期間は5年の再設定です。図面は10ページに添付しております。

賃借権を取得しようとする者は、経営規模拡大を図り耕作を継続しております。今後も農作業に従事していくものと認められますので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、要件を満たしているものと考えます。

以上、議案第1号の農用地利用集積等促進計画についての承認を求めます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。
(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、譲渡人：G、譲受人：H 外1件を議題にします。

それでは、事務局より議案第2号の説明をお願いします。

事務局。

事 務 局 資料の11ページをお開きください。

議案第2号は、農地法第3条の規定による許可申請について審査を求めらるもので、所有権移転2件です。資料を読み上げます。

整理番号1番。譲渡人が、南種子町○○××番地 G。

譲受人は、南種子町○○××番地 Hです。

土地の所在が、○○字▽▽××番。地目は畑、地積は●●㎡です。

所有権移転で、理由は交換によるものです。

この件につきましては、12ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は14ページから添付しております。

整理番号2番。譲渡人が、南種子町○○××番地 H。

譲受人が、南種子町○○××番地 Iです。

土地の所在が、○○字▽▽××番ほか3筆。地目はすべて畑、地積は4筆合計●●㎡です。

所有権移転で、理由は交換によるものです。

この件につきましては、13ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

参考資料は18ページから添付しています。

以上の２件につきましては８月１２日の現地調査により耕作等について確認しております。

以上で説明を終わります。

議長　ただ今の説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号１番・２番、３番委員をお願いします。

３番委員　今回についてはＨさんとＧさんの間での農地の交換という形になります。整理番号２番の譲受人のＩさんについては、Ｇさんの息子さんで、農業の後継者ということで畜産を対外的に親子で経営している方になります。Ｈさんについても畜産を中心に農業経営している方になります。

今回それぞれの話し合いの中で互いの土地を交換しようということになっております。Ｉさんが受ける土地については、現在山林化されていて、これからかなり手を入れないと大変かとは思いますが、利用としては牛の放牧地として考えているようです。付近にもＧさんの牧草地、放牧地がございますので、そこら辺と連携して利用されるということです。畜産に力を入れている方ですので、問題はないかと思えます。以上です。

議長　以上で説明を終わります。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「はい。」の声あり）

議長　はい、２番委員。

２番委員　交換ということですが、かなり面積が違いますが、そこら辺はよろしいということですか。

議長　はい、事務局。

事務局　面積の違いについては、先ほど３番委員からの説明がありましたように、Ｈさんが譲渡する土地については平成２８・２９年に非農地通知を出しており既に荒れている土地であります。ＧさんからＨさんが受ける土地については、土地改良事業も済んで良い土地であります。なので、面積等との状況も合わせ妥当であるとの判断であります。

議長　２番委員、よろしいでしょうか。

２番委員　分かりました。

議長　ほかにございませんか。

（「はい。」の声あり）

議長　はい、６番委員。

６番委員　現地調査の時に、皆さんいらしたと思うんですが、ＧさんとＨさんの農地の交換ということで、１番はＧさんとＨさん、２番はＨさんとＩさんということでその件につきまして内容は異なりますが、どういうことでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 その件につきましては、若干譲渡人・譲受人が異なりますが、世帯間での違いですので、農地法においては、経営世帯でみるため、特に問題はないと思われます。不動産登記法に関しては、行政書士の方で対応しますとのことで問題はないかと思われます。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 異議がないようですので、議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手) 全員賛成のようですので、原案のとおり決定します。

議案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、第25回 農業委員会定例総会の議案事項の全てを終了いたします。